

秋田県告示第115号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
令和6年2月8日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社庄司畳店
秋田市外旭川字堂ノ前46番地15
取締役 庄 司 吉 男
秋田県知事許可（般－2）第80811号
- (3) 処分の内容
内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年2月5日付けで内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
令和6年2月7日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
男鹿寒風石工業株式会社
男鹿市脇本脇本字上野115番地
代表取締役 山 内 信 人
秋田県知事許可（般－2）第12233号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年2月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
令和6年2月20日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
佐藤工業株式会社
秋田市豊岩石田坂字館野21番地4
代表取締役 佐 藤 直 人
秋田県知事許可（般－5）第8547号
- (3) 処分の内容
鋼構造物工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年2月19日付けで鋼構造物工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日
令和6年2月26日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社秋田電気管理センター
秋田市川尻総社町4番16号
代表取締役 熊 谷 直 樹
秋田県知事許可（般－2）第82016号
- (3) 処分の内容
電気工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年2月21日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日
令和6年3月1日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
清水建装
秋田市外旭川宇山崎285番地17
清水英二
秋田県知事許可（般－1）第81931号
- (3) 処分の内容
内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年2月29日付けで内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日
令和6年3月7日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社目黒工務店
潟上市天王字上北野148番地2
代表取締役 目黒正一
秋田県知事許可（般－2）第12377号
- (3) 処分の内容
土工事業、とび・土工事業及び石工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和6年3月6日付けで土工事業、とび・土工事業及び石工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。